

令和4年川辺町議会第1回定例会

令和4年3月4日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第1号)

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 (諮問第 1号)	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 5 (議案第 2号)	町道路線の認定
日程第 6 (議案第 3号)	川辺町都市公園以外の公園の設置及び管理に関する条例の制定
日程第 7 (議案第 4号)	川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 (議案第 5号)	川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 9 (議案第 6号)	川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 (議案第 7号)	川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第11 (議案第 8号)	川辺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第12 (議案第 9号)	川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第13 (議案第10号)	令和3年度川辺町一般会計補正予算(第4号)
日程第14 (議案第11号)	令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第15 (議案第12号)	令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第16 (議案第13号)	令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第17 (議案第14号)	令和4年度川辺町一般会計予算
日程第18 (議案第15号)	令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算
日程第19 (議案第16号)	令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算
日程第20 (議案第17号)	令和4年度川辺町介護保険特別会計予算
日程第21 (議案第18号)	令和4年度川辺町水道事業会計予算
日程第22 (議案第19号)	令和4年度川辺町下水道事業会計予算

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 井戸 三兼
2番 佐伯 雄幸

副議長 古川 政久
3番 瀬尾 俊春

1番 石原 利春
4番 市原 敬夫

5 番 櫻井 芳男

8 番 平岡 正男

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参 事	櫻井 繁治	総務課長	白村 茂
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	竹内 康人
税務課長	渡邊 明弘	住民課長	佐伯 政宣
健康福祉課長	長瀬 美紀江	産業環境課長	重本 佳明
基盤整備課長	井上 健	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	馬場 誠	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前 9時00分)

◎議長（井戸三兼君） 皆さん、おはようございます。

令和4年川辺町議会第1回定例会が招集され、御案内を申し上げたところ、出席議員は8名です。定足数に達していますので、ただ今から、令和4年第1回川辺町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

なお、開会に当たり注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症予防対策として、飛沫を防止するため、自席で発言される場合は着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いします。

招集者の町長から挨拶があります。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 本日ここに令和4年川辺町議会第1回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しいなか、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございます。感染が拡大する第6波の状況にあるなか、全国的には新規感染者数が減少傾向にあります。本町では1月以降、感染された方が断続的に確認され、子どもたちや教職員等への感染も増加し、町内のこども園、小中学校では臨時休校や学級閉鎖を余儀なくされております。本町職員につきましても、日頃から感染症対策には十分に注意を払ってまいりましたが、複数名の職員が罹患し自宅療養となりました。また、職員が濃厚接触者となり、保健所の指定する期間を自宅待機とした職員も複数名いました。これにより、担当職員が不在となる場合があ

りましたが、在席する職員で対応するなど住民サービスへの影響を最小限に抑えるとともに、新型コロナ版のBCP（業務継続計画）を策定、庁内に周知し、役場機能が停滞しないようにいたしました。

こうしたなか、県では若年層を中心とした感染急増に伴いまして、宿泊療養施設の対応能力を超えたことから、自宅療養者が発生いたしました。これにより、県から自宅療養者の安否確認、物資配送などの支援について協力要請があり、総務課及び健康福祉課で対応することといたしました。

また、2月17日からは、可茂保健所へ保健師1名を応援職員として派遣し、入院・自宅療養などの調整、健康状態の確認・相談、PCR検査など保健所職員と連携した人的な協力も行っております。

次に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてでございます。追加接種につきましては、国による接種間隔の見直しを受けまして、2回目接種から6か月経過後に速やかにワクチン接種できるように接種体制を整え実施しております。また、5歳から11歳の児童の接種につきましても、既に接種券を発送しているところでございます。引き続き、個別接種をお願いしております医療機関の関係者の皆様の御協力を得ながら、安全で円滑なワクチン接種を進めてまいります。

今後も「コロナ社会を生き抜く行動指針」に基づき感染対策を継続するとともに、地方創生臨時交付金などを活用した施策・事業に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本定例会に御提案いたしております議案は、令和4年度の各会計当初予算案件6件をはじめ、人事案件1件、条例案件7件、令和3年度補正予算案件4件、その他案件1件の計19案件でございます。令和4年度各会計当初予算案につきましては、町政運営に対する所信と併せて、のちほど一括して御説明申し上げます。どうか慎重に御審議賜り、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶といたします。

◎議長（井戸三兼君） 本日の議事日程はお手元にお配りしましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号2番 佐伯雄幸君及び3番 瀬尾俊春君の2名を指名します。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る2月25日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から17日までの14日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間とすることに決定いたしました。

それでは、議案等の審議については、第1回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしく申し上げます。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり「令和3年12月21日 川監第30号」、「令和4年1月20日 川監第32号」、「令和4年2月22日 川監第34号」の例月出納検査の結

果報告がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦」について、御説明申し上げます。

人権擁護委員は、議会の意見を聞き、市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱するもので、現在、川辺町では4名の方に御活躍いただいております。そのうちのおひとりでございます小縣玲子氏におかれましては、本年6月30日をもって任期満了を迎えられますので、同氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

小縣氏は提出しております別添資料にございますとおり、平成22年の就任より人権擁護委員として積極的に活動されており、人格・識見が高く、誠実・温厚な人柄で、地域の皆様方の信望も厚く、人権擁護委員の候補者として適任と認めるものでございます。

任期につきましては、令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間でございます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。

（「議長、動議」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 動議、議席番号3番 瀬尾俊春君。

◎3番（瀬尾俊春君） すみません。ウクライナの件は御存知だと思いますけれども、何もできないで非常にうずうずしてましたけれども、やはりウクライナの人民がたくさん亡くなっています。それからロシアから送られた軍の人間の中にも、いわゆる戦争をしたくない、自分達と同じ人間を殺したくないっていうんで、泣いて拒否している人もいます。たくさんの方が亡くなっていますので、1分でもいいんで、みなさんで戦争が早くなくなるようにと、それからそういう形で亡くなった方のために黙祷をしたいと思います。御賛同いただけませんか。

◎議長（井戸三兼君） ただ今の動議につきまして、議員の皆さんの意見を伺いたしたいと思います。何か意見のある人はございませんか。議席番号7番 古川政久君。

◎7番（古川政久君） ただ今瀬尾議員のほうからウクライナの問題について動議が出ましたが、1つの考え方としては一考を要するところがあると思うんですけど、もう1点ですね、もちろん結構ですが、我々の議会の意志として決議をして、最終日ですね、決議をしたらどうかと、黙祷よりそのほうがはっきり意志を表すことで、そのほうがいいんじゃないかなと私は考えます。

◎議長（井戸三兼君） その他意見はありませんか。議席番号4番 市原敬夫君。

◎4番（市原敬夫君） 今の瀬尾議員の発言については、私も大変大事なことだろうなというふうには理解をいたします。まず今、議長がですね、諮問のほうを進めておられます

ので、諮問第1号ですね、その議事の途中ですので、それをまずきちっと承認したのちにですね、この案件について動議を諮っていただきたいと思います。よろしく。

◎議長（井戸三兼君） 動議についてはですね、途中だろうが何だろうが、それは取り上げますので、ここで動議について、黙祷を捧げるということをすべきかどうか、賛否を取りたいと思います。この動議について賛成の方は起立をお願いします。

（起立少数）

◎議長（井戸三兼君） 賛成少数のため、この動議については否決いたします。

（「議長」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） はい、櫻井芳男君。

◎5番（櫻井芳男君） 今の黙祷ということで私は不賛成という形を取りましたけれども、先程古川政久君のほうから出ました、最終日とかなんかで、このウクライナっていう問題は非常に重要だというふうに認識しておりますので、その時にもう一度話合うといたしますか、決議をするというようなことの方で諮っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（井戸三兼君） それでは櫻井芳男君からの意見もありますけれども、総務委員会が終わった後にですね、議員で決めたいと思います。そのように計らいしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） それでは、日程第4 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。お諮りします。本件については、小縣玲子さんを適任として答申したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、小縣玲子さんを適任として答申することに決定しました。

日程第5 議案第2号「町道路線の認定」を議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第2号「町道路線の認定」につきまして、御説明いたします。

本件は2路線の町道の認定につきまして、道路法第8条第2項の規定により議決をお願いするものでございます。

1つ目の「能田4号線」につきましては、中川辺地内において、分譲住宅地開発により築造されたもので、これを町が寄附採納で受入れ、道路法に基づき管理をするため町道認定するものでございます。

2つ目の「西栃井東光寺4号線」につきましては、既設住宅に隣接する道路につきまして、住宅地利用等の状況を鑑み、町が寄附採納を受け町道認定するものでございます。

よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号につきましては、総務委員会に付託して審査することにした
と思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号につきましては、
総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号「川辺町都市公園以外の公園の設置及び管理に関する条例の制定」、
日程第7 議案第4号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例」、日程第8 議案第5号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改
正する条例」、日程第9 議案第6号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例」、日程第10 議案第7号「川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例」、
日程第11 議案第8号「川辺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部を改正する条例」、日程第12 議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例」の7件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長
佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第3号から議案第9号までを一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第3号「川辺町都市公園以外の公園の設置及び管理に関する条例の制定」
につきまして御説明いたします。

本件につきましては、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、下麻生地区の
皆様の御理解と御協力のもとに新たに設置いたします「下麻生ふれあいパーク」の設置及
び管理などに関する規定を整備するため本条例を制定するものでございます。また、既存
の大谷公園及び中野公園につきましても、本条例で規定するものでございます。

次に、議案第4号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、これまで規則に規定しておりましたスポーツ推進委員、産業医等
の報酬を地方自治法第203条の2第5項の規定に基づき条例で規定するため、町条例の
一部を改正するものでございます。

次に議案第5号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」につきまし
て御説明いたします。

本町の職員の給与制度は国家公務員に準じており、令和3年度人事院の給与勧告に従い
まして、関係する条例等の一部を改正するものでございます。

人事院勧告では、ボーナスについて、民間と公務員の年間の支給月数を比較調査した結
果、公務員の支給月数が民間の支給実績を上回ることが明らかとなり、民間の支給割合と
の均衡を図るため、一般職員の期末手当を0.15月分引下げ、年間の期末勤勉手当を4.
30月分とするものでございます。また、再任用職員及び会計年度任用職員の期末手当に
つきましても一般職との均衡を図るため、0.10月分を引下げ、再任用職員を年間2.
25月分に、会計年度任用職員を年間1.35月分にするものでございます。

議会議員の皆様と町長及び教育長の期末手当につきましても、一般職員と同様に0.1
5月分の引下げを行い、年間4.30月分とするものでございます。

なお、国家公務員の給与法が令和3年12月の期末手当の支給基準日までに成立しなかったため、本町の職員給与条例等も改正いたしませんでした。これによりまして、令和3年12月の期末手当で減額すべきであった額を、本則の改正による支給月数とは別に令和4年6月支給の期末手当から減額するものでございます。

次に議案第6号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正の趣旨を踏まえまして、男女ともに仕事と育児等の両立を図るため、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備をするため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第7号「川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、デジタル社会形成整備法の施行に伴い、町条例が引用している「個人識別符号の定義」の法律名称等を改めるため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第8号「川辺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、国が示す非常勤消防団員の報酬等の基準に基づきまして、地域防災の要である消防団員の処遇改善を目的としたものでございます。団員等の報酬額の増額、費用弁償の見直しのほか、出勤報酬を新たに規定し、災害・捜索活動において4時間当たり4千円を単位として支給するなど、消防団員の活動に即した報酬・手当等を見直すため、町条例の一部を改正するものでございます。

次に議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の改正に伴い、年金等を担保とする貸付事業が令和4年3月31日をもって終了となります。これによりまして、傷病補償年金等を担保に供する場合の例外規定を削るため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上7議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号から議案第9号までの7件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号から議案第9号までの7件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13 議案第10号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第8号）」、日程第14 議案第11号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第

15 議案第12号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」、日程第16議案第13号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」の4件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第10号「令和3年度川辺町一般会計補正予算(第8号)」から議案第13号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」まで、一括して御説明いたします。

はじめに、議案第10号「令和3年度川辺町一般会計補正予算(第8号)」につきましては、既定の予算額に1億6千718万7千円を追加し、予算総額を57億3千735万8千円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和3年度の決算見込による歳入・歳出所要額の整理に加え、国の第1次補正予算に対応する補正を行なうものでございます。

歳入では、町税、地方消費税交付金、国の1次補正による普通交付税、前年度からの繰越金などを増額いたします。

歳出では、事業費の確定や、新型コロナウイルス感染症対策により中止となった事業費などの不用額について減額しております。なお、これらによる財源の余剰分につきましては、将来に備え、小学校建設基金をはじめ、各種基金へ積立てることとしております。

また、繰越明許費補正では、「社会保障・税番号制度システムによる転出・転入ワンストップ化」事業、「東タウン1号線用地測量及び補償調査業務」を新たに追加し、「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金」については、増額の変更をさせていただいております。

次に、議案第11号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」につきましては、既定の予算額に2千9万4千円を追加し、予算総額を9億4千966万9千円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和3年度の決算見込みにより事業費を整理するもので、歳入では、国民健康保険税を増額し、国民健康保険基金からの繰入金を減額いたします。なお、これによる財源の余剰分につきましては、国民健康保険基金へ積立てることとしております。

次に、議案第12号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」につきましては、既定の予算額に711万4千円を追加し、予算総額を9億2千655万8千円とするものでございます。

主な内容につきましては、介護サービス給付費の決算見込みにより事業費を増額し、それに伴う介護保険料、国・県などからの負担金、補助金につきましては、所要額の補正を計上しております。なお、前年度からの繰越金を増額計上するとともに、財源の余剰分につきましては、介護給付費準備基金へ積立てることとしております。

次に、議案第13号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」につきましては、収益的収入で619万9千円、収益的支出で672万7千円をそれぞれ減額し、資本的収入で5千168万2千円、資本的支出で5千839万3千円をそれぞれ減額するものでございます。

補正内容につきましては、令和3年度の決算見込みによる事業費について整理を行い、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の各所要額を補正するものでございます。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号から議案第13号までの4件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号から議案第13号までの4件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第17 議案第14号「令和4年度川辺町一般会計予算」、日程第18 議案第15号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第19 議案第16号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第20 議案第17号「令和4年度川辺町介護保険特別会計予算」、日程第21 議案第18号「令和4年度川辺町水道事業会計予算」、日程第22 議案第19号「令和4年度川辺町下水道事業会計予算」の6件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） それでは、議案第14号から議案第19号までの令和4年度各会計の当初予算案につきまして、その概要を一括して御説明いたします。

令和4年度の川辺町当初予算編成につきましては、川辺町第5次総合計画に掲げる将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現に向け「美しく安らぎのあるまちづくり」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「みんなで学び合うまちづくり」「快適に暮らすことができるまちづくり」「新たな活力をおこすまちづくり」「共に考え行動するまちづくり」を基本方針とし、「防災・減災対策」「子育て・教育」「移住・定住（ストップ人口減少）」「新型コロナウイルス感染症対策」を重点施策として予算編成を行いました。

一般会計の予算総額は、52億7千900万円、対前年度比で3億400万円、6.1%の増となりました。

次に、特別会計については、国民健康保険事業特別会計9億3千390万5千円。後期高齢者医療特別会計1億7千222万7千円。介護保険特別会計9億288万8千円となりました。

次に、企業会計については、水道事業会計6億1千427万6千円。下水道事業会計1億934万円となり、全6会計総額で90億1千163万6千円。対前年度比で7億900万7千円、8.5%の増となりました。

各会計とも、歳入では、国・県の動向を見極めながら財源確保に努めるとともに、地方債の発行においても交付税措置など有利な財源の確保に努め、各種基金からの繰入れなども考慮し、健全な財政運営を念頭に予算を編成いたしました。

はじめに、町の一般会計歳入総額の約4分の1を構成する町税につきましては、対前年度比3.6%増の12億5千444万4千円を見込んでおります。

新型コロナウイルス感染症の拡大が町民生活に大きな影響を及ぼすなか、中小企業をはじめ非常に厳しい経済環境ではありますが、国を挙げての各種経済対策などにより著しい

経済の停滞には至っておらず、総務省発表の地方財政計画においても税収は持ち直しの傾向にあるとされ、本町においても町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税ともに増収の見通しであります。

特に固定資産税においては、企業の設備投資や令和3年度限りで終了したコロナウイルス感染症により影響を受けた事業所の固定資産税減額措置などの影響により、対前年度比3千118万5千円増の6億4千531万円を見込んでおります。

法人事業税交付金は、都市と地方との税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図る目的で国から交付される交付金で、対前年度比662万9千円増の1千867万4千円を見込んでおります。

地方消費税交付金は、景気の動向により大きく影響される交付金で、県を經由して交付されており、令和4年度についての県からの交付見込額は、ほぼ前年度並みとなっており、当初予算ベースでは、前年度予算と同程度の2億2千972万9千円を計上しております。

令和3年度のみ特例で設けられておりました「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金」の終了による影響で、地方特例交付金は、対前年度比2千161万6千円減の1千27万7千円を計上しております。

地方交付税は、地方財政計画及び町の算定基礎額を積算した結果、対前年度比2億1千500万円の増額となり、17億8千万円を計上しております。このうち、普通交付税においては、算定の基礎数値となる基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた町の財源不足額は、前年度から僅かに改善するとの見通しではありますが、国の地方財政計画における臨時財政対策債への財源不足額の振替額が大きく減少する見込みにより、普通交付税の額は増額になる見通しであります。

国庫支出金については、「保育士等処遇改善臨時特例交付金」、「新型コロナウイルスワクチン接種対策」に係る負担金・補助金などの増により、対前年度比4千554万6千円の増となり、3億8千798万6千円を計上しております。

県支出金については、国民健康保険などへの「保険基盤安定負担金」、「地籍調査」に対する負担金などの増がありましたが、総額としては対前年度比196万4千円の微増との見通しであり、前年と同水準の2億6千221万2千円を計上しております。

寄附金では、ふるさと川辺応援寄附金について、当初予算ベースでは前年度と同額の2億2千万円を計上しております。制度本来の趣旨を理解のうえ、川辺町の魅力の情報発信、地域産業の振興を図り、更なる自主財源の確保に努めてまいります。

繰入金につきましては、対前年度比1億1千445万1千円の増となり、5億427万1千円を計上しております。高齢者福祉事業には「いきがい基金」を充当します。ふるさと川辺応援寄附金は、寄附者の意向を反映した事業を実施するための財源として、それぞれの目的に沿い「まちづくり基金」を充当します。中川辺駅西地区周辺整備事業にも、同基金を活用し快適に暮らすことができるまちづくりを推し進めてまいります。このほかにも、環境整備基金、財政調整基金等についても、財源不足を補うため基金を活用することとしております。

町債につきましては、2億300万円を新たに起債することとしておりますが、臨時財政対策債の起債額の減などにより、対前年比で1億3千60万円の減額となりました。地

方債の起債に当たりましては、交付税措置がある財源的に有利な地方債のみ起債し計上しております。

続きまして、歳出の主な事業につきましては、第5次総合計画に掲げております6本の体系に添いまして御説明申し上げます。

はじめに、1つ目の柱「美しく安らぎのあるまちづくり」に関する事業でございます。

防災関係では、災害発生時の対策拠点となる役場庁舎について、「非構造部材等の耐震改修工事」を行い、災害時の機能継続強化を図るとともに、地域防災の要となる消防団員の処遇改善を目的に「消防団員出動報酬」などを新たに予算化いたしました。そのほか、老朽化した第1分団2部の「小型動力ポンプ積載車」の更新、災害発生時の避難所における避難者生活環境改善のため「組立トランク型自動ラップ式トイレ」導入など、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

環境関係では、引き続き家庭からの食品トレイ、ペットボトルなど再生可能な資源の回収率向上に取り組むとともに、「住宅用再生可能エネルギーシステム設置補助金」を新設するなど、循環型社会の構築を進めてまいります。

次に、2つ目の柱「誰もが安心して暮らせるまちづくり」に関する事業でございます。やすらぎの家関係では、建設時から29年が経過したトイレ設備について、高齢の方や障がいをお持ちの方でも利用しやすい、ユニバーサルデザインを取り入れた設備への改修工事を行い、施設利用者、災害時における避難者の利便性・施設環境の整備を実施いたします。

こども園関係では、第3こども園外廊下改修工事、第2こども園複合遊具改修工事などを実施いたします。

子育て関係では、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対するワンストップ拠点として、中央公民館に「子育て世代包括支援センター」を開設し、本町の子育て支援の基盤となるよう切れ目のない総合的な相談支援を継続して提供していきます。

このほか、高齢者の健康推進のため「高齢者保健事業」を開始するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の重要施策である「ワクチン接種事業」については、従来の予防接種事業から切り離し単独の事業として計上させていただきます。機動的にワクチン接種を押し進める環境を整えます。

国民健康保険事業では、引き続き医療費の動向に注意を払い、疾病の予防に資する特定健康診査や特定保健指導を進め、保険事業の健全運営に努めてまいります。

介護保険事業では、令和3年度から令和5年度までを事業期間とする「川辺町第8期介護保険事業計画」のもと、介護サービス諸費の推移を見守りつつ、適正な介護保険事業の運営に努めてまいります。

次に、3つ目の柱「みんなで学び合うまちづくり」に関する事業でございます。

学校教育関係では、「川辺町小学校再編計画」がございます。町内3小学校の統合及び建て替えに向け「小学校統廃合準備事業」において、統合に向けた説明会などを行います。また、将来の新校舎建設費用として「小学校建設基金」への積立金を予算計上しております。そのほか川辺中学校防球ネット改修工事などを実施いたします。

公民館関係では、施設の省エネルギー化を図るため、公民館図書室ほか照明設備LED化改修実施設計業務や海洋センターアリーナ床塗装改修工事、海洋センター濾過機改修工事などを計上しております。

次に、4つ目の柱「快適に暮らすことができるまちづくり」に関する事業でございます。

道路改良事業では、下川辺石神線の歩道新設工事を継続するほか、新たに田中1号線改良工事や関街道線歩道設置工事に着手するなど「社会資本整備総合交付金」を活用し事業を実施してまいります。

また、都市計画関連では、宅地化が進む中川辺駅西側地区の今後のインフラ整備などを念頭に、「中川辺 駅西地区周辺整備事業」を新規事業として立ち上げ、「駅西広場」及び「仮称西アクセス線」の設計業務などを実施いたします。そのほか、山楠公園の駐車場整備、山楠公園楠デッキの整備、地籍調査事業などを進めてまいります。

定住対策としましては、空き家対策事業がございます。解体や改修に係る費用の補助、空き家バンクの普及啓発などによる有効活用を促進し、良好な住環境を守っていきたく存じます。また、住宅の新築・建替えに対して助成する「定住促進助成金事業」につきましても引き続き継続して実施してまいります。

上水道関係では、老朽化が原因と思われる漏水が発生していることから、上川辺地内老朽管更新工事をはじめ、老朽管の更新に係る事業費を計上するとともに、給水、配水設備の修繕や水質検査などの実施により、上水道の安全で安定した供給に努めてまいります。併せて、平成28年度より着手しております「重要給水施設配水管耐震化事業」を継続して実施いたします。

下水道関係では、社会資本総合整備計画に基づき、施設設備の更新工事や管渠の耐震化、老朽化が進む雨水管の排水施設修繕を実施します。また、飛騨川左岸側の水洗化の向上に伴い、比久見汚水幹線マンホールポンプ山川橋圧送管工事を実施いたします。

次に、5つ目の柱「新たな活力をおこすまちづくり」に関する事業でございます。

町内の観光資源を掘り起こし活力あるまちづくりを実現するため、近年では地域住民の方々の御協力のもと、鬼飛山、八坂山、遠見山、権現山などの登山道整備に取り組み、また、SNSによるPRも実施し、町外からも多くの方に川辺町へ来ていただけるようになりました。来年度は、県の「森林空間活用促進事業補助金」を活用し、新たに南天の滝から納古山をつなぐ登山道の整備を計画しており、更なる活力あるまちづくりの実現に取り組んでまいります。

農林業関係では、就農直後の不安定な経営状況にある就農者を支援するため「農業次世代人材投資事業補助金」を引き続き実施します。また、認定農業者の経営安定と規模拡大のために農業機械の導入・更新に要する費用を補助するなど、農業の担い手育成支援に係る諸事業を実施してまいります。さらに、林業の担い手育成、木材利用の促進や普及啓発を図るべく、国の森林環境譲与税を活用して「森林経営管理事業」も実施します。そのほか、有害鳥獣対策では、猟友会の協力も得ながら「川辺町鳥獣被害防止計画」に基づき有害鳥獣の捕獲事業を継続いたします。

労働・商工関係では、「企業誘致推進」、「小規模事業者支援」などの実施により、引き続き商工業の振興と、定住の促進を図ります。

最後に、6つ目の柱「共に考え行動するまちづくり」に関する事業でございます。

マイナンバーカード交付事業につきましては、3月1日時点の川辺町での交付枚数は4,260枚、普及率は42.7%となっております。全町民への普及を目指し、町内の商業施設での出張申請窓口を開設するなど、普及促進に向け積極的に普及事業を実施してまいります。

また、新規事業として、マイナンバーカードを活用した「諸証明コンビニ交付事業」を計上しております。大手コンビニチェーンをはじめとする全国5万5千店舗余りのKIOSK（キオスク）端末で、住民票などの証明書を取得していただけるよう住民サービスの向上に努めます。

「ふるさと川辺応援事業」につきましては、地域特産品や観光資源などを寄附の謝礼品とすることで、全国の方々に川辺町の魅力を伝え、地域の活性化を図る重要なツールとして更に推進していきます。

以上、当初予算の概要を説明させていただきました。どうか慎重に御審議いただき、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号から議案第19号までの6件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号から議案第19号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、3月5日から3月16日までの12日間を休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、3月5日から3月16日までの12日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。次回は3月17日木曜日、午前9時からの再開といたします。本日はこれで散会といたします。皆さん大変御苦勞様でした。

（閉会 午前9時58分）

令和4年川辺町議会第1回定例会

令和4年3月17日(木) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

日程第 1	一般質問
日程第 2 (議案第 2号)	町道路線の認定
日程第 3 (議案第 3号)	川辺町都市公園以外の公園の設置及び管理に関する条例の制定
日程第 4 (議案第 4号)	川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5 (議案第 5号)	川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第 6 (議案第 6号)	川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7 (議案第 7号)	川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第 8 (議案第 8号)	川辺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 (議案第 9号)	川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第10 (議案第10号)	令和3年度川辺町一般会計補正予算(第8号)
日程第11 (議案第11号)	令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
日程第12 (議案第12号)	令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第13 (議案第13号)	令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)
日程第14 (議案第14号)	令和4年度川辺町一般会計予算
日程第15 (議案第15号)	令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算
日程第16 (議案第16号)	令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算
日程第17 (議案第17号)	令和4年度川辺町介護保険特別会計予算
日程第18 (議案第18号)	令和4年度川辺町水道事業会計予算
日程第19 (議案第19号)	令和4年度川辺町下水道事業会計予算
追加日程第1 (発議第1号)	ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議
追加日程第2	議会運営委員会の閉会中の継続審査

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 井戸 三兼	副議長 古川 政久	1 番 石原 利春
2 番 佐伯 雄幸	3 番 瀬尾 俊春	4 番 市原 敬夫
5 番 櫻井 芳男	8 番 平岡 正男	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参事	櫻井 繁治	総務課長	白村 茂
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	竹内 康人
税務課長	渡邊 明弘	住民課長	佐伯 政宣
健康福祉課長	長瀬 美紀江	産業環境課長	重本 佳明
基盤整備課長	井上 健	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	馬場 誠	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前9時00分)

◎議長(井戸三兼君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。本日の議事日程は一般質問、議案に対する討論、採決となっております。

再開に当たり注意事項を申し上げます。新型コロナウイルス感染症防止対策として、飛沫防止のため、自席で発言される場合は着座にて行って下さい。また、議場内の換気のため、休憩を設ける場合がありますので皆様の御協力をお願いします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は会議規則第49条第3項の規定によって一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。一般質問に対する答弁は登壇して行ってください。再質問に対する答弁は自席から着座にて行ってください。発言者はマスクを取っても構いません。

それでは一般質問を始めます。議席番号4番 市原敬夫君。

◎4番(市原敬夫君) おはようございます。議長より許可をいただきましたので、小学校統合計画と跡地活用について、町長並びに教育長に質問をいたします。

初めに教育長に伺います。3小学校統合については、2030年を目標に検討が進められています。昨年2度ほど、現段階における計画の概要について住民説明会が行われました。御出席いただいた方は2会場で数十人。今後、更に具体的なきめ細かい説明会の開催が必要であると思います。

一番大切なのは、「何のために統合し、明日を担う子ども達にどういう教育を行うか」という一番大事な部分を、明確に町民の皆さんにお伝えし、小中一貫校の目指すものを提示することだと考えますが、次の事項について教育長のお考えをお聞きします。

1つ、明日を担う児童・生徒の教育において、今回の学校統合計画で目指すべき教育の柱は何か。

2つ、統合計画は小中一貫校をベースに考えているか。その場合、教員の専門性等が考えられるが、従来の小学校・中学校との相違点は何か。

3つ目、学校施設は目指すべき教育によって対応すべきと考えますが、施設の計画はいつ頃まとまるかお聞きをいたします。

次に町長に伺います。この学校統合計画に伴い解決すべきことは沢山ありますが、その1つに3つの小学校の跡地活用があります。この3つの学校跡地は、町の面積の約70%を山林が占める当川辺町にとって、非常に貴重な資産であり、また耐震性を施した建物であります。

私はこの資産を活かし、関係人口、交流人口、そして定住人口に繋がる施設として活用することが大事だと考えます。そして人口減少を改善し、財政的にも効果が期待できる活用が大事かと考えます。例えば、コロナ禍において、テレワークやリモートワークが多くなっており、通信環境を整備し、都会でなくても十分に機能する教育機関や企業等の誘致は川辺町でも可能であると考えます。学校統合と併せ、跡地活用について具体的な構想があればお聞かせください。そこで、跡地活用について次の2点を伺います。

1つ、3つの学校跡施設をどのように活用するのか、具体的な構想はあるか。また、企業誘致を考える場合、相手のあることであり、できるだけ早く方針を示す必要があると考えるが、いつ頃までに具体的な検討を始めるのか。

2つ目、この跡地活用は、川辺町の将来ビジョンの重要な事業と考えるが、可茂地区の広域公共施設として、高齢化時代に対応するための施設などを計画する考えはないか。例えば、総合保健センター等の健康管理と健康保持のための軽スポーツ施設など。また、東小学校跡においては、飛驒川、ボートを活用した観光拠点とし、ダム湖周遊、里山へのルート起点、ふるさと物産販売、足湯、スイーツの店など食事と、テニスコート、室内スポーツ、高齢者の軽スポーツ場等の運動施設によって、利用者が一日川辺で過ごせるような施設なども考えられるが、学校跡地活用について、町長のプランがあれば御呈示ください。

◎議長（井戸三兼君） 教育長 野尻政俊君。

◎教育長（野尻政俊君） 失礼いたします。ただ今の市原議員の御質問にお答えをいたします。

川辺町小学校再編計画につきましては、コロナ禍により遅れておりました住民説明会を、西小学校区、東・北小学校区を対象としてそれぞれ11月、12月に、本年度ようやく1回ずつ計2回開催をすることができました。この説明会では、本計画の立ち上げの意図から現在に至る状況を説明し、住民の皆様方のお考えをできるだけお聴きする中で、御賛同をいただき、計画をより確かなものになりたいと考えております。令和4年度は多くの地区において説明会を展開してまいりたいと考えております。

これまでの経緯は御承知のとおり、「小学校将来構想策定委員会」からの提言を受け、「小学校再編計画策定委員会」を設置、多くの検討課題が話合われ、再編計画策定業務の報告書が作成されました。内容は、委員各位の意見交換がなされ、まとめ上げられたものがあります。教育長といたしましての考えは、前年度まで本計画に真摯に携わってこられた方々の検討内容を尊重してまいりたいと考えております。「何のために統合し、どのような教育

を行うか」という点は、議員御指摘のとおり、とても大切であることは全く同感でございます。住民説明会では、この点において以下のように御説明をさせていただいております。1つは、少子化という課題を核とした小中学校のあるべき姿が問われていること。それから、現存の校舎の老朽化が進んでいること。時代を担う子ども達の学びの場が豊かになること。という観点からの統合であり、ICT教育や国際理解教育、道徳教育やプログラミング教育などを行う計画を説明させていただいております。その点を踏まえ、3つの御質問にお答えいたします。

1つ目は、最初に「目指すべき教育の柱とは何か」との御質問です。言うまでもなく、戦後の日本の教育が継承してまいりましたのは『知・徳・体』の3本の柱でございます。我が国では、現代社会に通用する人間形成を築くべく「生きる力」の育成が求められています。我が川辺町の子ども達も、この統合を機に、今まで以上に現代社会を生き抜いていくための「生きる力」の育成を柱に置き展開していくものでございます。

2つ目、「小中一貫校をベースに考えているか。従来の小中学校との相違点は何か」との御質問です。

本計画は、小中一貫教育の実現を目指し計画を進めているものでございます。従来の小中学校との相違点は、さまざまな事柄が考えられると思います。小中の児童生徒は、一学園内にて混在することになると、子ども達の視点は変わります。年齢の低い児童は先輩の姿に学び、優しさやたくましさを身に付けます。年齢が高い生徒ほど、若い児童への面倒を見、頼られる存在感や責任感を身に付けていきます。校内生活における人間づくりの場が形成されていきます。教師達も小学校のみ、中学校のみとはならないわけですから、より多くの教師の目が児童生徒に注がれていきます。中一ギャップという問題点は、6年生で区切ることはありませんから、自然体で子ども達は進級していくことになり、急激な環境の変化が最小限にとどめられます。また、学習の機会においても、さまざまな時間の生み出し方や教師の専門教科を受けることができる小学生の学習時間も設定できるようになります。このことによる児童の学習効果は向上し、将来的な学力向上へとつながるものと期待します。また、学習時間の弾力的な運用が積極的に活用できます。例えば、今週はA教科を40分授業、B教科を50分授業などという扱いが弾力的に運用できます。小中一貫校ですから9年間切れ目のない見通しのなかで、学習機会の幅や工夫は、現在よりもかなり広がっていきます。

3つ目でございます。施設計画のまとまる予定ですが、施設の大枠の調査については終わっております。児童数の予測から教室の数、必要な特別教室の数などの調査は既に終了しており、その中で詳細な計画は今後、更に手を加えられていくことになると思います。例えば、ランチルームの必要性や交流スペースの規模、グラウンドの配置計画や利用など、今後、更に具体的な計画を検討していくこととなります。

なお、学校立上げのためには、各分担の組織づくりが重要と考えます。例えば、学習計画、カリキュラムを考える部会。それから施設・設備・教室等を考える部会、通学班や通学路・スクールバス運行等を考える部会。あるいは、校名や校章・校歌や指定品、閉校式・開校式を考える部会。地域密着型の学校運営のためのコミュニティースクール等を考える部会。そして、跡地利用を考える部会等々、令和5年度中を目途とした各部会の設置を計

画したいと考えています。施設の計画は「施設・設備・教室等を考える部会」にて、より深く検討してまいります。

以上、本計画実現に向けて、現状の課題を1つ1つ克服しながら進めていくことが重要であると考えております。議員の皆様方にも、計画への御理解と御協力を賜りますことをお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 御質問ありがとうございます。議員御指摘のように、跡地活用は重要な課題であり、できる限り迅速に有効に活用する必要があります。ただ結論から申し上げますと、まだ具体的な活用案は決まっておりません。

ある企業には声を掛けましたが、先方にも独自の経営計画があり、まだ道筋は見えてきません。私の個人的な考えではございますが、令和7年度までには、何らかの青写真を描き、その後開設予定の「跡地利用を考える部会」で具体的な検討、計画を明確にしたいと考えております。よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

2点目の御質問でございますが、スポーツ施設、例えばテニスコート、サッカーグラウンドなど町民皆様が期待される施設も作っていきたいと考えております。

また東小学校は、B&G海洋センターや漕艇場にも近く、飛驒川沿いにあり、ダム湖周遊、里山への案内所やトイレ等を完備した休憩施設、簡易宿泊施設、また国道418号線に近接していることから、かつて検討した道の駅など、さまざまな有効活用が考えられます。

西小学校は中川辺中心地に位置し、北小学校は北部里山に近接しているなど、それぞれに特性がございます。これらを十分に生かした活用案を策定したいと思っております。

議員はじめ町民皆様の御意見を伺いながら、具体的に検討してまいりたいと存じますので、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

◎4番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（井戸三兼君） それを許します。

◎4番（市原敬夫君） 今、町長から学校跡地の活用については、令和7年度までに青写真をつくり、専門部会、検討していききたいとの回答をいただきました。また、東小学校については、少し具体的な考えも示されました。

教育長からは令和5年度中を目途に専門部会をつくり、具体的な検討を進めたい旨回答がありました。私は町の施設を予定される場合は、町の計画で進めることが可能ですが、例えば、跡地を企業誘致や専門学校招致など考えた場合、相手は招致条件を受けた上で計画の検討に入るわけであり、令和4年度から駅西開発が始まります。この学校統合計画も大きな事業であり、これらを含めた川辺町のまちづくりの将来像を早く描き、できるだけ早く具体的な方向を策定し、具現化への道筋をつける必要があると考えますので、積極的な取組を切望いたします。

また、教育については、将来の川辺にとっても大変重要な柱であります。この小中一貫校計画はその大きな役割を担うものであり、十分な考察のもとに教育ビジョンを策定し、大事な子ども達を育てていく環境をつくる重要な仕事であります。そして、皆さんから川辺の学校に行きたい、通わせたいと言われるような魅力ある学校を目指していただけたら

と思います。併せて一番大切な心の教育も是非促進していただくことを切望し質問を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。議席番号7番 古川政久君。

◎7番（古川政久君） おはようございます。私のほうからは新しく制定されました会計年度任用職員制度につきまして、そのこれまでの対応状況と人事に対する諸課題について御質問をさせていただきます。議長の許可をいただきましたので、ただ今から行います。よろしくお願いいたします。

令和2年4月1日に施行されました会計年度任用制度によりまして、これまで各地方公共団体がバラバラで運用していた常勤職員以外の非常勤職員等の任用、処遇改善、服務規律等の整備が図られ統一的な制度となったところでございます。併せまして期末手当の支給も可能となりました。本町におきましても、これを受けまして、関連条例が整備され、一定の改善が進められていると考えております。

さて、法施行後2年が経過しようとしております。そこで、これまでの経過、私なりの問題提起、課題、今後の人事の方針等について御質問をいたします。

1つ目、会計年度任用職員の任用期間は1年間であるが、更新は何回で上限はどれだけか、また、年齢制限及びその他採用条件はどのようになっているか。

2、募集方法、職種、給与及び退職手当はどのようになっているか。給与については人事院勧告に沿って行うのか。また、昇給制度についてはどのように考えているのか。

3点目、正職員を退職した者に対しても本制度は採用されているのか。その際は退職時に退職後の意向調査等を行っているのか。

4点目、会計年度任用職員の事務職につきましては、年度ごとにその課の仕事量を把握し、適正な採用及び配置をしているか。

5点目、私といたしましては、長期の職員採用計画を立てるべきと考えております。なぜならば、全職員が仮に退職後も本制度を利用するとなれば、財政負担も大変大きくなるからであります。実際におきまして、制度導入の前後ではどの程度の増加になっているかお聞きをいたします。また現在、川辺町の定数条例には、会計年度職員及び再任用職員はカウントされていない。独自に定数を設定し、上限を定める必要があると思うが、いかにお考えか。

6点目、現在、正職員を退職した者は、65歳まで雇用と年金の接続期間制度によりまして、再任用職員として存続する制度が確立されています。65歳以降の処遇について、会計年度再任用職員として任用されているのか、その状況について伺いたいと思います。以上でございます。

◎議長（井戸三兼君） 総務課長 白村茂君。

◎総務課長（白村茂君） それでは、古川議員から御質問のありました「会計年度任用職員制度の導入に当たっての対応状況及び諸課題について」お答えいたします。

はじめに、1点目の「更新回数、上限、年齢制限、採用条件」等についてでございます。更新回数につきましては、原則1年度を単位といたしまして、その上限は2回までとされており、通算で3年間の任用となります。3年間の任用終了後は、その職についての公募、いわゆる募集ですね、を行います。その場合に改めて任用される場合はございます。

年齢制限につきましては特にございませんが、採用条件を満たす必要がございます。例えば、パソコンの基本的な操作、エクセルですとかワード、また、業務に必要な資格を取得していることなどがございます。その判断は、面接試験等を通じて確認しております。また、報酬、勤務時間などの勤務条件の説明も併せて行い、町が求める人材であることを確認のうえ任用しております。

次に、2点目の「募集方法、職種、給与、退職手当、給与改定（人事院勧告）、昇給制度」についてでございます。募集につきましては、募集要項、募集案内を作成し、区長配付や町ホームページ、ハローワークなどを通じて公募をしております。

職種につきましては、一般事務、保健師、保育教諭（保育士）、介護認定調査員、公民館図書司書、学校支援員、施設管理人、スクールサポートスタッフ等でございます。各部署における必要な職種を区分しております。

給与、報酬につきましては、条例で規定しておりますフルタイムの会計年度任用職員の「行政職給料表」又は「福祉職給料表」に基づき支給をしております。なお、本町ではパートタイムの会計年度任用職員のみを任用しており、フルタイム会計年度任用職員の給料表を基準にパートタイムの勤務時間により案分して支給することとなっております。

退職手当につきましては、フルタイム会計年度任用職員は対象となっておりますが、パートタイム会計年度任用職員は対象外でございます。

給与改定につきましては、会計年度任用職員の給料表は正規職員の給料表を基準としておりますので、人事院勧告により給料表が改定された場合は同じように改定されます。

昇給制度につきましては、1週間当たりの勤務時間の区分により、1号給から4号給までの昇給をさせることができます。

次に3点目の「正規職員退職者への適用、退職時の意向調査」についてでございます。会計年度任用職員の募集は公募によるものとしております。よって、正規職員を退職した者を公募によらず会計年度任用職員に任用していることはございません。また、退職時に会計年度任用職員への任用に関する意向調査も行っておりません。

次に4点目の「各課の事務量の把握、適正採用・配置」についてでございます。既存事業の業務量の増減及び新規事業等に伴う業務量の増加に関しましては、所属長からの相談やヒアリング等を行い総務課で把握しております。これにより、先ほど御説明いたしました各職種に対する会計年度任用職員を公募し、適正な人材を任用のうえ、それぞれ配置しております。

次に5点目の「長期採用計画、制度導入前後の財政負担増、独自の定数設定」についてでございます。現在のところでは、長期採用計画はございませんが、いたずらに会計年度任用職員が増加しないようにする必要はございます。なお、退職した正規職員全員が会計年度任用職員として任用されるものではございません。

また、会計年度任用職員制度の導入前（令和元年度）と導入後（令和2年度）の財政負担の比較では、人数で4人増加したことを含め、報酬等の人件費で2,000万円程度の増額となっております。報酬で830万円、期末手当を含む手当で1,170万円ほどの増額ということでございます。

なお、現時点では、会計年度任用職員の定数を条例で定める予定はございませんが、人件費抑制の観点からも、国・県や他の自治体の運用状況を研究し検討してまいりたいと考えております。

最後に6点目の「65歳以降の正規職員の処遇として会計年度任用職員として任用されているのか」についてでございます。現在、川辺町の正規職員として退職した者の中で会計年度任用職員として任用している職員は5名おりますが、65歳以降の正規職員の処遇として制度化しているものではなく、それぞれ公募により面接等の採用手続きを経て任用しているものでございます。

以上、何卒御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

◎7番（古川政久君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 古川政久君の再質問を許可します。

◎7番（古川政久君） ただ今答弁がありましたように、法施行後ですね、会計年度職員ができて2年が経ちました。今説明があったとおりですね、大変処遇のほうも改善されてですね、一般の職員と同じような、基本的に制度になったわけでございます。

私、再質問はですね、今後の人事管理のことについてお聞きをしたいと思っております。まず人事管理につきましては、業務の量ですね、やっぱり厳しく見積もってですね、それに基づいて職員の配置計画をしっかり立てて、人員のですね、何人にするかということが非常に大事になってくるかなと思っております。世の中がですね、大変少子高齢化やらですね、人口減少時代ということで、税収も減るなかでですね、一体職員の体制とかですね、職員数の在り方というのはどういう考えでいくかと、ありようというものを見直す時が来ているのではないかなということをおもっております。

人件費ちょっと見ますとですね、だいたい3番目ぐらいに、だいたい高いような状況です。3番目にといいますのは、建設事業とかですね、それから扶助費の次に、次ぐ予算の計上になっておるのではないかなというふうに見ております。したがいましてですね、答弁にございましたように、会計年度職員も無尽蔵に増やさないようにですね、やっぱり工夫をすることが大事だと思っております。既にですね、統合小学校におきましては、人員スタッフがですね、常勤の職員がですね、4人ほど必要だというような計画も見せていただきました。財政需要も非常に厳しい状況でございまして、職員がやっぱり仕事しな何にもできませんので、職員体制というのは非常に大事だというふうに思っております。今後ですね、ちょっと町長にお尋ねしたいのはですね、人事計画とかですね、長期ビジョンをしっかりと立てられてですね、抑制とまで言わないですけど、そこそこの事業に合った適切な職員数だとかですね、それとか再編とか合理化だとか、ICTを利用した効率化だとか、そういうことで必要最小限度の人数にしていきたいというのが私の考えでございますが、町長としてはどのようなお考えか、お聞きをしたいと思っております。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 古川議員から御質問いただきました件について回答申し上げます。会計年度任用職員制度というのは、御承知のとおり最近できたばかりの制度でございますので、我々としてもまだ馴染みの薄い制度でございますけれども、優秀な職員を採用できるという意味では有効に活用していきたいというふうに考えております。

それで、議員御指摘のように、今現在小学校統合プロジェクト、それから駅西開発プロジェクトと、私にとりましてはビッグプロジェクトを2つ抱えておりまして、このプロジェクトに適した人材を求めているというのが正直なところでございます。したがって、正職員プラスですね、会計職員、再任用職員、会計職員、会計年度任用職員等々力を合わせてこのプロジェクト遂行のために全力を投入してまいりたいというように考えております。

また議員御指摘のとおり、野放図に人件費ばかり、こう増やしていいものではございませんので、一定の規律の中で人件費を考えていきたいというように考えております。いずれにしても、まず仕事ありきということ、そしてその仕事を達成するための職員であり、人間であり、人事計画であるというように考えておりますので、何とぞ御支援いただきますようお願い申し上げます。以上です。

◎7番（古川政久君） 一点再確認をしたいことがございますので。

◎議長（井戸三兼君） 再質問ですか。

◎7番（古川政久君） はい。

◎議長（井戸三兼君） 再々質問。

◎7番（古川政久君） はい。

◎議長（井戸三兼君） それを許可します。

◎7番（古川政久君） 1点でございますが、先ほど会計年度職員の制度が導入されたことによりまして、人数も若干増えて、それから経費のほうも2,000万とかございましたかね、おるんですけど、これおそらくですね、制度でやる話ですので、地方財政制度改革のなかで、きちんと財政が担保されていると思うんですけど、そのへんの検証っちゅうのがわかればちょっとお聞かせ願いたいと思いますので、毎年地方交付税の中で、たぶん財源が担保されて、実際の額とはわかりませんから、そういう国としての財政措置が、支援措置があると、そういうふう理解しておりますが、そういうふうでよろしいんですかね。

◎議長（井戸三兼君） 総務課長 白村茂君。

◎総務課長（白村茂君） 議員おっしゃるとおりでございまして、具体的な額というのは検証はなかなか、包括的に算定されてまいりますので、されてはおりませんが、国がこういう指導でこういう会計年度任用職員という制度を導入するということ、導入してきたわけございまして、その担保といたしましては、交付税措置がされているという前提でございます。以上でございます。

◎7番（古川政久君） 所見を述べて終わります。

◎議長（井戸三兼君） それを許します。

◎7番（古川政久君） 先ほど縷々答弁がございましたように、将来見込みをしっかりと立てられてですね、やるというふうには私理解しました。それでちなみにですね、たまたま第7次行政改革大綱が、私ども議員にも配られまして、ちょっと私も見せていただきました。その中でですね、組織機構の見直し、それからですね、定員管理の問題も上がっております。残念ながらですね、私の見たところによりますとですね、ちょっと抽象的な言葉が並んでおりまして、具体的な数値目標とかですね、項目が上がっていないように思ったんですけど、今後ですね、やっぱり基本的な仕事量をきっちり、先ほど町長言われたように、

プロジェクトもあるようでございますので、そういう優先配分するところは配するでええもんでですね、そういった計画をですね、やっぱり織り込んで目標を立てて、それに基づいて各課の人事配置をやられたらどうかなという1つの提案でございます。あくまで、諸課題を解決するためには、どういう人事配置、どういう人数がいいのか、妥当なのかということのを頭に置きながらですね、人事方針を企画されたらどうかなと、かように思う次第でございます。

今後におきましてはですね、おそらく税収も下がってくると思いますので、より一層厳しい時代を迎えますので、更に人件費の抑制には留意をしていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎議長（井戸三兼君） 以上で古川政久君の一般質問を終わります。

ここで議場内換気のため、休憩に入りたいと思います。再開時間を9時50分と定め休憩といたします。

(休憩 午前9時41分)

(再開 午前9時50分)

◎議長（井戸三兼君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。議席番号5番 櫻井芳男君。

◎5番（櫻井芳男君） 議長よりお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。災害対策について、総務課に回答を求めるものです。

川辺町は比較的自然災害が少ない地域と一般的に思われています。しかし、川辺町から距離をおく地域で大災害が発生した場合でも、直接的・間接的にはかなりの影響を受けると考えられます。集中豪雨による災害も同様です。

令和2年度には「川辺町地域防災計画」、「川辺町第5次総合計画後期基本計画」が策定されました。詳細な分析がなされていますが、さらに、令和3年度には「川辺町国土強化計画」も策定されました。しかしながら、これらの計画をみると、机上での役割分担、対応方法が示されているに過ぎないと思われるのですが、現実に計画どおり機能するとお考えでしょうか。なぜなら、災害の影響を最も受けやすい地域の指定、その回避方法、住民との連携、住民の避難方法など具体性がなく、総論的計画は示されていますが、各論的実施計画がみえません。

また、これまでの川辺町総合防災訓練でも、あまりにも現実離れたものと思えません。町として、このような問題をどう受け止めて、今後どうしていくのか、お考えをお聞かせください。

最後にもう1点、南海トラフ大地震、活断層による地震等が起きた際、川辺町では被害が比較的少なかった場合でも、町外からの避難の受け入れを依頼された時は、どのような対応をするのか検討が必要だと思います。近隣市町村との連携も重要だと思います。この点についても町としてのお考えをお聞かせ下さい。

◎議長（井戸三兼君） 総務課長 白村茂君。

◎総務課長（白村茂君） それでは、櫻井議員から御質問のありました「災害対策について」お答えいたします。

議員御指摘のとおり、本町におきましては比較的自然災害の少ない地域でございますが、大規模な風水害にあつては、昭和34年の伊勢湾台風や昭和43年の大雨（豪雨）災害にまで遡り、50年以上大規模な災害に見舞われることなく現在に至っております。

しかしながら、近年の自然災害は激甚化し、頻発化しており全国各地で甚大な被害が発生しております。また、南海トラフ大地震においては30年以内の発生確率は70%から80%と言われておりますが、40年以内の発生確率は90%程度に引上げられました。本町においてもいつ被災するかわからない状況であることは変わりなく、これまでの大規模災害における被災自治体の教訓を踏まえ、総合計画や地域防災計画、国土強靱化地域計画を策定し、災害から町民の生命や身体、財産を守るとともに、災害に起因する被害を最小限とすることを目指しております。

それでは、1点目の「各計画が現実に機能するとお考えか」と、「町としてこのような問題をどう受け止めて、今後どうしていくのか」についてでございます。

「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」は、国等の示す一定のスキームによって策定しておりますが、あらゆる分野、項目を包括的に網羅したものとなっており、議員御指摘のとおり、全てを現実的に機能させるためには多くの課題がございます。

特に「自助」・「共助」・「公助」という観点で申し上げますと、大きな災害が発生した時、被害を最小限に抑えるためには、自分自身を守る「自助」、隣近所の相互連携による「共助」、公的機関などによる救助・支援などの「公助」がそれぞれ最大限に機能を発揮することが大変重要でございます。

まず「公助」という視点では、土砂災害ハザードマップの更新や洪水ハザードマップの作成などによる危険地域、危険箇所の周知・啓発、避難所の機能強化、備蓄品の充実、災害資器材の整備などを進めております。

そして「自助」と「共助」ということではございますが、これらをいかに町民の皆様に伝え、浸透させ、事前の備えとともに避難行動につなげていくかが喫緊の課題でございます。これまで、地域自治会への出前講座や区長会、中学校での防災講演会などの防災意識の向上を図る活動、地域の防災リーダーである防災士の養成、防災訓練や防災イベントの開催などの啓発活動、自主防災組織の設立とその財政支援などに取り組んでまいりましたが、まだまだ十分とは言えません。今後は更に町民の皆様に伝わるよう取り組んでまいります。続きまして2点目の、「近隣市町村との連携について」についてでございます。

本町は、可茂地域、県及び県内市町村間でそれぞれ災害時相互の応援協定を締結しております。協定の内容といたしましては、物資の提供・斡旋、被災者の救助に関する事、救助救援に必要な車両の提供に関する事、職員の派遣に関する事、被災者の受入れに関する事などとなっております。したがって、近隣市町村間における災害発生時の被災者の相互受入れはできることとなっておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） それを許します。

◎5番（櫻井芳男君） 先ほど同僚議員から、所見は250字以内というようなお話がございましたので、短く切上げたいと思います。

たびたびの一般質問で、同じような回答だというふうには思っておりますけれども、ここで私が気付きましたのは、自助、共助という部分だと思います。冒頭に、質問の冒頭にもお話ししましたし、答弁の中にも出ましたが、川辺町は比較的災害が少ないということで、失礼な言い方をすれば、ぬるま湯的な感覚でしかないのかもしれないかもしれません。昨晚もやはり地震が起きました。そのようなことで、いつ何時川辺町もその被害を受けるかわかりません。そのようななかで、自助、共助ということは非常に大事で、地域性、各地域でそのような組織づくりって言いますか、地域的な、地域の全体的な助け合い、自助、共助というものを構築しないと対応できないと思います。そのために、町としては口を酸っぱくしてPR、周知をお願いしたいということ。今まで以上に耳にタコができるほどのことをやって、まず自助、自分で助かることを考えるというような方向を示していただきたいと思います。公助は机上の空論と申しましたけれども、そのようなことで、全体的なことをまとめていただくことは当然だと思います。そのような点を今構築されて徐々にやっていくということですが、答弁の中で自主防衛組織等のところはまだ十分とは言えませんというお話でした。これは非常に喫緊の課題だと思いますので、至急に体制を整えていただきたい、そういうふうに願ひまして質問を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 以上で桜井芳男君の一般質問を終わります。議席番号3番 瀬尾俊春君。

◎3番（瀬尾俊春君） 議長からの許可をいただき一般質問をさせていただきます。中川辺西地区周辺整備事業計画についてお伺いいたします。

川辺町の飛騨川西の土地は高山線で東西に2分割され、西部分は農業振興地域として保護され農地と住宅が混在しています。旧国道41号線が高山線と平行に走っており、高山線東部分、こちらですね、は利便性が高い。しかし、高山線を横切る踏切改良が進まなかった。このことが起因するかと思いますが、西部分の開発は遅れてきたと思います。

川辺町は開発可能な土地が非常に少ない。駅西地区は今後の開発に希望が持てる土地の1つです。これしかないかもしれません。私は推進する方向に賛成します。

先般の町長選挙の公約の1つでもありましたので、計画の詳細は今後出てくるものと思います。そこで次の3点についてお尋ねいたします。

1つ、駅西地区の開発の目的、方向性はどのようなものか、例えば住宅開発なのか、山の散策者向けなのか、また、道の駅みたいなものをつくっていくのか、どのような機能を持たせるつもりかお聞かせください。

2つ目、この開発に伴う財政負担として、国、県から支援策はあるか。また、費用対効果をどのようにお考えなのか、これが第2点目です。

3点目、当面考えることは、高齢者の方が駅を利用するのに、駅西改札の新設というのは非常に便利なものだと、私は考えております。それから、西小学校の児童の通学に高架橋を使えるようにすることは、安全性で非常に役に立つと思います。とりあえず、早めの手当をお願いしたいと思うんですがいかがでしょうか。この3点よろしく申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） 基盤整備課長 井上健君。

◎基盤整備課長（井上健君） お答えします。中川辺駅西地区につきましては、国道41号美濃加茂バイパス鹿塩インターの開通などにより、住宅が増加しており、現在も民間による宅地開発が進められています。本地区は土地改良事業により農地として整備されてい

ることから、特に能田地区につきましては、全体的に道幅が狭く緊急車両等の通行に支障があること、また、県道美濃川辺線は、第一加治田街道踏切の高低差及び道幅の狭い区間があることから、特に通学する児童生徒と通勤時間帯の車両の通行が重なり、その危険性が指摘されているところでございます。

一方、第5次総合計画後期基本計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、関係人口・定住人口の拡大といった課題に対応する必要があることから、総合計画では具体的施策のなかで「優良な宅地開発の促進」として、「定住促進を図るため、良質な住宅地開発を推進するインフラ整備や、農政との調整による秩序ある質の高い住環境を整備します」と、また総合戦略では、「移住・定住の促進」として「中川辺駅西地域の利便性向上に向けた調査」のなかで、中川辺駅西改札口の新設や周辺道路の整備について明記されていることを踏まえまして、御質問にお答えさせていただきます。

1点目の開発の目的につきましては、先に申し上げましたとおり、1つは周辺住民の皆様や児童生徒の安全を確保するための道路・踏切等の改良整備でございます。そしてもう1つは、定住促進を目的として中川辺駅に隣接という立地条件を生かした駅西改札口、自由通路の設置と周辺整備を実施していきたいと考えております。方向性と機能につきましては、町に人を呼び込むためには、そこに住みたいと思っただけの魅力が必要でございます。安全・安心な環境、生活に必要な施設が揃っている、交通の便が良い、日当たりが良く田園風景を楽しめるといったことも重要ですが、今、重要視されているのは、住民ニーズが多様化するなか、住む人の望むライフスタイルの実現だと考えております。ここに住めば子育てがしやすい、自分のやりたいことができる、こんなことができると思っただけでございます。例えば、近くの山やダム湖の散策、公園で子どもと遊んだり川の見える図書室で時間を過ごす、高山本線沿線の街に出掛ける、リモートワークやテレワークの拠点にする、家庭菜園やDIYを楽しむ、また、その延長として作った野菜や雑貨などを駅西広場のマルシェに出店したり、カフェを開業するなど将来的にも広がりのある生活をイメージしていただくことができるような環境づくりを、住民の皆様とともに行政全体で目指してまいりたいと考えております。

2点目の財政支援と費用対効果につきましては、多額の事業費が見込まれるなかで、道路・踏切改良につきましては、国の社会資本整備総合交付金を、駅西広場などの交流施設につきましては、地方創生推進交付金や岐阜県清流の国ぎふ推進補助金などを視野に入れ有効に活用してまいります。

費用対効果につきましては、川辺町の将来人口展望として、2040年に9,100人、2060年には8,100人を目指すこととしておりまして、特に社会増減を均衡させる、つまり、転出と転入の差をなくすための主要事業として効果を発揮させます。また、駅を中心としたコンパクトなまちづくりという観点からは、行政サービスの効率化が図られ、財政面での効果も期待されているところでございます。

3点目の駅西改札口と自由通路新設の早期着手をということですが、事業計画ではそのための調査費をJR東海に委託する必要があるため、令和4年度事業として予定しているところでございまして、町としましても早期に実施していく考えでございます。

本事業の推進に当たりましては、議員の皆様方の格別なる御理解、御協力が必要となります。その点につきまして切にお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

◎3番（瀬尾俊春君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 再質問を許可します。

◎3番（瀬尾俊春君） 再質問をさせていただきます。一応、この件は町長の選挙公約でもありますので、その意気込みをお聞かせいただきたいんですが、その前に1つだけ、お話をさせていただくと、今、岐阜県も住民の移住ということで、他府県から人を呼び込むということで、大きく動いてきてます。川辺町は山あり、川あり、それから災害も少ないということで、一緒にのって人に来てもらうというのはおもしろいアイデアだと思いますので、意気込みを是非お聞かせいただきたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 意気込みという御質問でございましたけれども、先ほども基盤整備課長からお答え申し上げましたように、人口減少が止まりません。これの一番大きな理由は自然減と。つまり、生まれる子どもの数が少なくなった、逆にいえば、高齢者の方々が亡くなる数と、それから生まれる子どもの数のギャップで、どうしても自然にほっておけば人口減少してしまう。それを何とか、少しでも食い止めようということで、この駅西開発ということを挙げたわけでございます。昨年度、こういった、議員の皆様にもお配りいたしましたけれども、駅西開発のイメージについて御説明をしたところでございますけれども、先ほども課長のほうでお答えをしておりましたが、議員からも同じことをおっしゃいましたけれども、鹿塩とか大北の生徒が、小学生の児童だとか中学生の生徒が踏切を超えて学校へ行く時に、踏切の部分が非常に危ないということで、自由通路をつくらうと、今あります通路は、昭和34年にできたそうですけれども、非常に老朽化してきたということと、それから、子ども達の通行にも便をきたすような自由通路ということで、今担当課とJRとの協議が進んでおるところでございます。この駅西開発については、遅きに失したかもしれませんが、新築家屋がもう目白押しで増えておりまして、そういった方々が更に増えるように、それから現在住んでおられる方々がより便利の良くなるようにということで、例えば、駅の西側に駅舎をつくってロータリーをつくって、1つの拠点にします。そこから美濃加茂バイパスの川辺鹿塩インターまで一直線でつながる道路をつくり、交通アクセスを良くします。それから、どうしても駅西地区は農地用に開発された地域でございましたので、道路が狭いということで、それもなるべく拡幅をして、しかも直線の道路をつくりたいと、というようなことで、ここを本当に川辺町の住宅地、一大住宅地につくり変えていきたいというのがねらいでございます。

議員が御指摘ありましたように、例えば山楠公園も今年ちょっと整備をしますし、それから、山楠公園に行く道路も歩道を付けたりして整備をいたします。大谷公園もしかり、大谷八十八か所とかですね、八坂山、鬼飛山といったハイキングコースには絶好の山がございます。また農村風景もございますし、それから宅地ということで、ここを起点にですね、川辺町の人口減少をなんとか食い止めたいというのが私の元々のねらいでございました。そういった意味でちょっと時間はかかるかもしれませんが、1つ1つ取るべきステップを踏みながら、この駅西開発を進めてまいりたいというように考えております。併せて、先ほどほかの議員からも御質問ありました小学校統合についても進めてまいりまして、川辺町に住みたいと、あのすばらしい学校に行きたいというような方々、外からですね、川辺町に行きたいというような方々を増やしてまいりたいと思います。そのための

1つのツールとして駅西開発を進めてまいりたいと思いますので、御指導いただきますようお願い申し上げます。以上です。

◎3番(瀬尾俊春君) 是非がんばってください。終わります。ありがとうございました。

◎議長(井戸三兼君) 以上で瀬尾俊春君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。ここで休憩に入りたいと思います。再開時間を10時30分と定めて休憩といたします。

(休憩 午前10時17分)

(再開 午前10時30分)

◎議長(井戸三兼君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第2号「町道路線の認定」から、日程第19 議案第19号「令和4年度川辺町下水道事業会計予算」までの18議案を一括議題といたします。

ただ今議題といたしました18議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長からの審査の結果並びに経過について報告を求めます。
総務委員会委員長 櫻井芳男君。

◎総務委員長(櫻井芳男君) 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第2号から第19号までの審査の結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

議案第2号「町道路線の認定」、議案第3号「川辺町都市公園以外の公園の設置及び管理に関する条例の制定」、議案第4号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第5号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」、議案第6号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第7号「川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例」、議案第8号「川辺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」、議案第10号「令和3年度川辺町一般会計補正予算(第8号)」、議案第11号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」、議案第12号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第4号)」、議案第13号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第4号)」、議案第14号「令和4年度川辺町一般会計予算」、議案第15号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第16号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第17号「令和4年度川辺町介護保険特別会計予算」、議案第18号「令和4年度川辺町水道事業会計予算」、議案第19号「令和4年度川辺町下水道事業会計予算」の18議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された18議案について、3月7日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ139件余りの質疑に対する応答を行いました。

3月10日に討論・採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれの議案についても全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。以上で総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 御苦労様でした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとを議題といたします。

議案第2号「町道路線の認定」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「町道路線の認定」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第3号「川辺町都市公園以外の公園の設置及び管理に関する条例の制定」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「川辺町都市公園以外の公園の設置及び管理に関する条例の制定」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第4号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号「川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第5号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第5号「川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第6号「川辺町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号「川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第7号「川辺町個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号「川辺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「川辺町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第8号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第4号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号「令和4年度川辺町一般会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「令和4年度川辺町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「令和4年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第16号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「令和4年度川辺町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号「令和4年度川辺町介護保険特別会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「令和4年度川辺町介護保険特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号「令和4年度川辺町水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号「令和4年度川辺町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号「令和4年度川辺町下水道事業会計予算」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号「令和4年度川辺町下水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、平岡正男君ほか2名から、発議第1号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」が、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、発議第1号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」を、追加日程第2として「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」と「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

資料をお配りしますので、しばらくお待ち下さい。

（資料配付）

◎議長（井戸三兼君） 追加日程第1 発議第1号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議席番号8番 平岡正男君。

◎8番（平岡正男君） 議長より許可をいただきましたので、議案書を朗読し説明とさせていただきます。

発議第1号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」。上記の議案を、別紙のとおり川辺町議会会議規則第13号第1項の規定により提出いたします。令和4年3月17日。提出者 川辺町議会議員平岡正男。賛成者 川辺町議会議員市原敬夫。同じく古川政久。川辺町議会議員 井戸三兼様。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

去る2月24日、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。その後、首都キエフへの攻撃を開始するなど、ウクライナ全土への軍事攻撃を行っている。

このような軍事力を背景とした一方的な現状変更は、明らかな国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて容認できない。

よって、川辺町議会は、ロシアによる軍事的暴挙に対し、抗議と非難の意を強く表明するとともに、即時攻撃を停止し、ロシア軍の完全撤退を強く求めるものである。

以上決議する。令和4年3月17日 川辺町議会。以上よろしく願いいたします。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。お諮りいたします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議」は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申出がありました。申出書の朗読は省略いたします。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長から挨拶があります。
町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) ただ今は、発議事項を含めて上程いたしました全ての議案に対しまして可決、承認賜りまして誠にありがとうございました。

なんといたっても課題になっておりますのが新型コロナウイルス感染症の拡大でございます。ちょうど休み明けの3月21日にまん延防止等重点措置が全国一斉に解除されるということで、川辺町でも川辺町第6波非常事態宣言を解除いたします。しかしながら、これまでの経験でこの3連休が1つの大きな、感染拡大の契機になったという苦い経験がございます。たまたまでございますけれども昨日は陽性者がゼロ、1か月ずっと続いておりまして、一番多い時では17人というような日もございましたけれども、昨日はゼロであったということで、ほっとひと安心しておるところでございます。今現在、オミクロン株は特に年少者、小学校、こども園、こういった子ども達に感染するケースがおおございます。皆様方からも近隣の住民の皆様にも適切なる御指導をいただきまして、この新型コロナウイルス感染拡大が1日も早く収束いたしますように、よろしく御指導いただきますようお願いを申し上げます。

本日は最終日でございます。また新しい年度が始まります。どうか皆様方の御指導、御支援をお願いを申し上げましてお礼の御挨拶に代えさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長(井戸三兼君) これをもちまして、令和4年第1回定例会を閉会とします。

(閉会 午前11時00分)